



自治労連
新聞

ふりーじあ

全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第51号
発行日：令和5年7月1日
自治労連教宣部発行

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

第54回自治労連定期大会が 青森県青森市で開催されました。

令和5年5月12日に「青森県青森市 ウェディングプラザ アラスカ」において、青森から沖縄まで、全国の各単組が参集のもと、「全国自治団体労働組合連（自治労連）第54回定期大会」が開催されました。

栗田中央執行委員長の挨拶で始まった定期大会は、来賓に公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）の加藤達夫副事務局長、開催地を代表して東北町の長久保耕治町長をお招きし、ご挨拶を頂戴したのち、活発な質疑応答により組織内の理解を深め、全ての議案が満場一致で可決・承認されました。

【栗田中央執行委員長挨拶】

栗田中央執行委員長は挨拶の中で、2023春季生活闘争について、連合の春闘における賃上げ上昇率は、4月13日に公表された集計結果によりますと3.69%となっており、最終的には1994年以来の3%台となることほぼ確実とみられている。しかしながら、今年3月の実質賃金上昇率は12ヶ月連続のマイナスとなっており、実質賃金の上昇率が物価上昇率に追いついておらず、持続性のある賃上げが不可欠となり、防衛費増額のための増税案、日銀の長期金利の見直しなど不安要素も尽きないと見解を示されました。

日本は、企業努力という名の下に、お客のことを第1に考えてとの経費削減、人件費の圧縮によって値上げを回避し、それを日本人の美德感とし、本来、企業がやらなければならなかった、「賃上げ」という重要なことが犠牲になってきたと言っても過言ではなく、物価の高騰は、私たちの暮らしを直撃している現在、継続的な「成長」と「分配」の好循環から、労働者全体の賃上げにつなげなければならないと強く訴えました。

また、5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと見直され、ようやく、コロナ禍以前の生活を取り戻しつつあり、マスクの着用も個人の判断に委ねられましたことにより、マスクを外すことに関するエピソードの紹介をいただきました。エピソードの中に「同調圧力」と「大多数の原理」の考え方を示され、全国的に見てもほんの一握りでありながらも、「同調圧力」に屈することなく「圧倒的多数を占めるからと言って本当にそれが正しいことなのか」と俯瞰的に捉え、1970年に誕生した我が自治労連です。今でも結成当時から、「自由と民主主義と社会正義」の基本理念の元、ぶれることのない労働運動を展開しているのが「自治労連」と主張されました。

また、我々自治労連は、今後も「同調圧力」「大多数の原理」に屈することなく、コロナ禍以前のように、人と人とのふれあいを大切にした活動を取り戻し、自治労連特有の活動を展開するため、組合員の皆さまの更なるご支援ご協力をいただきますよう改めてお願い申し上げ、大会の挨拶を終えました。



【大会の挨拶をする栗田中央執行委員長】

【来賓のご挨拶】

公務公共サービス労働組合協議会の加藤副事務局長からは、今年の賃金状況について、これまでの対応と、これからの取り組みについてのお話がありました。また、東北町の長久保耕治町長から東北町の紹介をいただき、公務員として住民への安定的な行政サービスを提供し、大きな責任と役割を果たしていくために、自信と誇りを持って働くことができるよう、共に頑張っていきたいと述べられました。



【加藤達夫 公務労協 副事務局長】



【東北町の長久保耕治町長】

【2023運動方針】



運動方針（書記長・西 卓也）

令和4年度に引き続き、コロナ禍により自治労連らしい活動ができなかったことから、その分を取り戻すべく、上部団体、友誼団体はもとより構成組織との緊密な連携・対話を図り、産別活動を充実させる。自治労連組合活動を実践する人材育成、産別と単組の連携強化、単組活動の基軸となる書記長のネットワークづくり、女性視点をはじめとする様々な視点での産別運営、事業計画の策定、構成組織の組織維持・拡大を目指したオルグ活動を展開する。



教育宣伝部（教育宣伝部副部長・大川内 孝二）

『ホームページ内容の充実』、『機関紙ふりーじあの発行』、『SNSを活用した情報発信』、『今後を担うべき人材の育成』の4つの軸を定め、活動を行っていく。今後を担うべき人材の育成は、組織の活性化を図る上で不可欠であることから、コロナ禍以前より、研修・交流する機会を増やしていく。



組織対策部（組織対策部長・鹿川 栄伸）

今お互い情報を共有し諸問題を解決し、「自由にして民主的な労働運動」を基本理念の置きながら、自治労連の活動をアピールすることにより、新規加入へと繋げ、併せて産別等への未加入組織に対し、自治労連への加盟へと繋げるべくオルグ活動の加入促進事業を行う。現在、女性活躍推進が注目されるなか、この研修を通して全国の組合員同士のつながりを作る。



業務対策部（業務対策部長・松本 大輝）

自治労連に加盟する単組が直面する諸課題を共有し、一体となって解決の糸口を探ることにより、産別全体の課題解決能力の底上げと円滑な組合運営を図ることを重点目標とし、活動を展開していく。長期化するコロナ禍で希薄になりつつある産別と単組間のつながりについても、例年開催している代表者書記長合同会議に加え、単組書記長によるWeb定例会を開催する。



ユース対策部（ユース対策副部長・高木 俊輔）

産別及び単組を脈々と引き継いでいくためには、ユース世代の人材育成、ネットワークづくりは需要であることから、開催する企画事業を通じて目的の達成を行う。コロナ禍前の全国会議の在り方とプレゼン大会を融合させた新たな活動を実施する。



令和5年度予算説明（財政部長・瑞慶山 良彦）

令和5年度一般会計予算（案）、並びに令和5年度組合基金特別会計予算（案）について、一括で提案し、代議員の皆さんの拍手で承認されました。

2023年～2024年度 役員体制
2年間よろしくお願いします

今大会で執行委員を退任される皆様
大変お疲れ様でした

中央執行委員長	栗田 義隆	日向市役所職員組合
副中央執行委員長	松本 勝尋	大村市職員組合
副中央執行委員長	澤重 大	周南市役所職員組合
副中央執行委員長	大川内 孝二	西都市役所職員組合
副中央執行委員長	前泊 拓巳	宮古島市職員労働組合
書記長	西 卓也	荒尾市役所新職員組合
書記次長	西鶴 彰吾	熊本市役所第一職員労働組合
書記次長	松本 大輝	八代市役所職員組合
書記次長	慶田城 綾	石垣市職員労働組合
執行委員	漆畑 清輝	東北町職員組合
執行委員	小池 修平	玉野市役所職員組合
執行委員	千原 竜朗	周南市役所職員組合
執行委員	中俣 元気	大村市職員組合
執行委員	高木 俊輔	荒尾市役所新職員組合
執行委員	磯野 誠勝	長洲町職員組合
執行委員	山住 晃平	えびの市役所職員組合
執行委員	柏田 高宏	日向市役所職員組合
執行委員	垣花 康博	沖縄県現業職員労働組合
執行委員	石川 英志	うるま市役所労働組合
執行委員	長濱 英明	宮古島市職員労働組合
執行委員	東嘉弥真 優美	石垣市職員労働組合
会計監査	杉元 昭一	えびの市役所職員組合
会計監査	鈴木 康博	長洲町職員組合
顧問	森幸二	北九州市役所職員

副中央執行委員長	瑞慶山 良彦	うるま市役所労働組合
副中央執行委員長	鹿川 栄伸	石垣市職員労働組合
書記次長	青原 亜希子	周南市役所職員組合
書記次長	横山 美穂	宮古島市職員労働組合
執行委員	田平 賀一	大村市職員組合
執行委員	川部 幸博	八代市役所職員組合
執行委員	棚原 輝幸	石垣市職員労働組合
会計監査	藤原 雅彦	玉野市役所職員組合
会計監査	若松 千津子	下関市職員組合

自治労連第54回定期大会の様子





森顧問 連載決定！！「法的なものの考え方」

今回から、どの自治体でも課題となっている事柄を取り上げて、連載します。今の社会において、「こう考えるのが当然だ。」とされているものとは、少し違ったアプローチや結論になっています。そこには、「法的なものの考え方」があるからです。その分だけ、法的な角度が付いているからです。自治体職員が持つべき、「法的なものの考え方」は、多くの人が見落としている人や場所を照らすことができます。また、それが、自治体職員の社会における役割でもあります。



法的なものの考え方①人に対する予断を持たない～「虐待の連鎖」～

ここに、結婚を決めた男女がいます。彼女のほうには、子どものころ母親から虐待を受けた経験があります。彼の両親は、結婚に反対しています。その理由は、「〇〇さん（彼女）は、孫が生まれたら、〇〇さんの親御さんと同じように虐待を行うはずだ。」というものです。

インターネット、新聞、テレビ、専門家の意見などで、「虐待の連鎖」という言葉をたくさん見聞きします。実際に、虐待の経験がある親が自分の子どもにも虐待をしている例は少なくないでしょう。

でも、「ある経験を持っている人は確実にこういうことをするはずだ。」という考え方は、その人がこれから自分の努力で切り開いていこうとしている将来に対する否定、言い換えれば、その人そのものの社会における存在の否定を意味します。その人の将来を失くさせることとなります。

人には、そうならないという意味を持つこと、そして、ならない人として扱われる権利があります。たとえ、結果としてそうなったとしても「やっぱり。」などという評価は全く当てはまりません。

子どもへの虐待を含め、彼女の将来における彼女のありようは、彼女の意思と行動が「これから」決めることなのです。だれも、予測できませんし、予測すべきことではないのです。

その、「彼女が決める機会」に対する障害を取り除き、また、場合によっては、積極的に確保するのが、自治体職員のごとです。

過去において虐待を受けたすべての人が、自分の子どもにも虐待を行ったことが仮に実証されたとしても、彼女は虐待を行うかどうかは、誰にも、分かりません。分かってはいけないのです。

人を人として認めるというのは、そういうことです。子どものころ虐待された経験を持つ人の中には、そのつらく悲しい経験を乗り越えて、さらにはその経験を糧に「自分の子どもには自分のような経験は絶対させない。」という気持ちで子どもと向き合っている人がたくさんいるはずで、彼女を「虐待の連鎖」という法的な根拠のない言葉の犠牲者にしてはなりません。

「人に対する予断を持たない」は、自治体職員が持つべき「法的なものの考え方」の一つです。